

令和2年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年11月20日（金） 午前9時から午前10時30分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	欠	倉田 雪男	出	園田 誠	欠	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	松元 渡	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	室長 黒岩 修司
		主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長	長友 浩志	
次長兼振興係長	西迫 博	
農地係長	下原 隆二	
主 査	福嶋 雅明	
主 査	井手口 剛	
主 査	関口 実	
主 査	梶原 宏行	(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

〔報告〕

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について
- ・農業委員会改正5年後調査について

〔その他〕

- ・人・農地プランの実質化に伴う説明

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 新村 良廣 委員 ・ 上之原 昇 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録
令和2年11月20日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時30分
鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

- 局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。
- 議長 ただいまから、令和2年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。
- 局長 本日の欠席は、福元副会長と倉田委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお推進委員の欠席は、清水委員の1名です。
鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。
- 議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号4番の新村委員と、5番の上之原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名いたします。これより議事に入ります。
- 議長 1頁、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 下原 議案第64号、1頁から40頁です。初めに利用権設定について2頁で説明します。
公告年月日は令和2年11月24日です。合計面積は35万4千348.91㎡、うち更新分6万9千471㎡、内訳、田3万8千995㎡、畑31万5千353.91㎡です。利用権を設定する者70人、設定を受ける者56人です。始期はいずれも令和2年12月1日です。期間は1年、3年、5年、6年、8年、10年、20年です。次の3頁から25頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。
初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、使用貸借権で新規設定。次の2番から5頁8番までは設定期間が3年です。3頁、2番、3番は使用貸借権で新規設定。
次に4頁、4番は使用貸借権で新規設定。5番、6番は貸借権で新規設定。7番は使用貸借権で新規設定。
次に5頁、8番は貸借権で再設定。次の9番から12頁の28番までは、設定期間が5年です。5頁、9番、10番は貸借権で新規設定。
次に6頁、11番から13番までは全て、貸借権で新規設定。
次に7頁、14番、15番は使用貸借権で新規設定。
次に8頁、16番から18番までは全て貸借権で新規設定。
次に9頁、19番から21番までは全て貸借権で新規設定。
次に10頁、22番は使用貸借権で新規設定。23番は貸借権で再設定。
次に11頁、24番から26番までは全て使用貸借権で再設定。
次に12頁、27番、28番は貸借権で再設定。次の29番から18頁の46番までは、設定期間が6年です。12頁、29番から31番までは全て貸借権で新規設定。
次に13頁、32番から34番までは全て貸借権で新規設定。

次に 14 頁、35 番から 38 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 15 頁、39 番、40 番は賃借権で新規設定。

次に 16 頁、41 番は賃借権で再設定。

次に 17 頁、42 番から 44 番までは全て賃借権で再設定。45 番は次の頁にかけて、使用貸借権で再設定。

次に 18 頁、46 番は賃借権で再設定。次の 47 番は設定期間が 8 年で、使用貸借権で新規設定。

次に 19 頁、48 番から 25 頁の 72 番までは、設定期間が 10 年です。19 頁、48 番から 50 番までは全て使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁、51 番は使用貸借権で新規設定。52 番は賃借権で新規設定。53 番は使用貸借権で新規設定。54 番は賃借権で新規設定。

次に 21 頁、55 番は使用貸借権で新規設定。56 番から 58 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 22 頁、59 番は使用貸借権で新規設定。60 番から 62 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 23 頁、63 番は使用貸借権で新規設定。64 番、65 番は賃借権で新規設定。66 番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に 24 頁、67 番、68 番は使用貸借権で再設定。69 番は賃借権で再設定。70 番は使用貸借権で再設定。

次に 25 頁、71 番は使用貸借権で再設定。72 番は賃借権で再設定。次の 73 番は設定期間が 20 年で、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番の 1 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、2 番から 5 頁、8 番までの 3 年もの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5 頁、9 番から 12 頁、28 番までの 5 年もの 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、12 頁、29 番から 18 頁、46 番までの 6 年もの 18 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18 頁、47 番の 8 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、19 頁、48 番から 25 頁、72 番までの 10 年もの 25 件ですが、23 頁、66 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席いただき審議します。

(入佐委員：退席)

23 頁、66 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 23 頁の 66 番は、借入入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 24 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、25 頁、73 番の 20 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、26 頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、26 頁から 28 頁です。26 頁で説明します。

公告年月日は令和 2 年 11 月 24 日、合計面積は、2 万 8 千 736 m²です。うち、田 5 千 440 m²、畑 2 万 3 千 296 m²です。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

27 頁をご覧ください。1 番から 28 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 所有権移転協議が成立したもの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、29 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、29 頁から 40 頁です。29 頁で説明します。

公告年月日は、令和 2 年 11 月 24 日です。合計面積は 11 万 8 千 51 m²で、うち田 4 万 7 千 612 m²、畑 6 万 9 千 917 m²、樹園地 522 m²です。利用権を設定する者 30 人、利用権の設定を受ける者 10 人で、全て新規設定であります。始期は令和 2 年 12 月 1 日で、期間は 6 年、10 年です。

30 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1 番は設定期間が 6 年で賃借権。次の 2 番から 35 頁の 30 番までは、設定期間が 10 年です。30 頁、2 番は賃借権。3 番は使用賃借権。4 番、5 番は賃借権。

次に 31 頁、6 番から 9 番までは全て賃借権。

次に 32 頁、10 番から 16 番までは全て賃借権。

次に 33 頁、17 番、18 番は賃借権。19 番、20 番は使用賃借権。

次に 34 頁、21 番から 24 番までは全て賃借権。

次に 35 頁、25 番から 30 番までは全て賃借権。

次に 36 頁、31 番からは、公社から借人への転貸設定です。31 番は設定期間が 6 年で賃

借権。次の 32 番から 40 頁の 42 番までは、設定期間が 10 年です。36 頁、32 番は賃借権。33 番は使用貸借権。34 番は、次の頁にかけて、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に 37 頁、35 番、36 番は賃借権。

次に 38 頁、37 番、38 番は賃借権。39 番は次の頁にかけて使用貸借権。

次に 39 頁、40 番は賃借権。

次に 40 頁、41 番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。42 番は使用貸借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、30 頁、1 番の 6 年もの 1 件と、2 番から 35 頁、30 番の 10 年もの 29 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 36 頁、31 番の 6 年もの 1 件と、32 番から 40 頁、42 番までの 10 年もの 11 件ですが、36 頁から 37 頁にかけての 34 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、清水委員が欠席ですのでこのまま審議します。

36 頁、34 番について事務局の説明をお願いします。

下原 36 頁の 34 番は、借人清水委員が役員を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 清水委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、40 頁、41 番は農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

40 頁、41 番について事務局の説明をお願いします。

下原 40 頁の 41 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 36 頁、31 番の 6 年もの 1 件と、32 番、33 番と、37 頁、35 番から 39 頁、40 番までと、40 頁の 42 番までの 10 年もの 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41 頁、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第 65 号、41 頁から 46 頁です。46 頁で説明します。今回は所有権移転 16 件です。内訳は、田 13 筆、1 万 1 千 950 m²、畑 28 筆、4 万 4 千 267 m²、計 41 筆、5 万 6 千 217 m²

です。

初めに 41 頁です。1 番は、田 2 千 124 m²の売買です。2 番は、畑 4 千 394 m²の売買です。3 番は、畑 3 千 990 m²の売買です。4 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、42 頁、5 番は、畑 1 千 29 m²の贈与です。6 番は、畑 1 千 382 m²の売買です。7 番は、田 903 m²の贈与です。8 番は、畑 926 m²の売買です。9 番は、次の頁にかけて、畑 4 千 203 m²の売買です。

次に、43 頁、10 番は、田 2 千 603 m²、畑 1 千 596 m²、計 4 千 199 m²の贈与です。11 番は、畑 1 千 72 m²の売買です。12 番は、畑 949 m²の売買です。

次に、44 頁、13 番は、畑 1 千 847 m²の贈与です。14 番は、畑 1 千 498 m²の売買です。次の 15 番から 45 頁の 16 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました。41 頁、4 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、垣内委員に退席いただき審議します。

(垣内委員：退席)

41 頁、4 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 41 頁の 4 番は、譲受人垣内委員が所有権移転の売買を行うもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 垣内委員に係る 41 頁、4 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(垣内委員：着席)

垣内委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、44 頁、15 番から 45 頁、16 番までを寺下委員に、報告をお願いします。

寺 下 議席番号 16 番の寺下です。

去る 11 月 12 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は所有しておりました。今回、取得する農地には花岡胡椒を栽培するとのことでした。

次に、45 頁の 16 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、父親から農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は米や牧草などを栽培するとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です

議 長 ただいま、説明、報告がありました 16 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、47 頁、議案第 66 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」

を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 66 号、47 頁です。今回は 1 件で、畑 2 筆、4 千 916 m²となっています。1 番は、保管倉庫、廃ビニール置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。47 頁、1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48 頁、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 67 号、48 頁から 53 頁です。53 頁で説明します。今回は 25 件で、田 1 筆、1 千 367 m²、畑 31 筆、2 万 7 千 269 m²、計 32 筆、2 万 8 千 636 m²となっています。48 頁をご覧ください。1 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番、4 番は一般住宅、駐車場、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。転用面積が一般住宅の敷地面積の 500 m²を超えていますが、理由書が添付されています。5 番は太陽光発電設備を整備するもので、農地区分は 2 の 4 です。次に、49 頁、6 番は駐車場、資材置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。次の 7 番から 53 頁の 25 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、49 頁、7 番から 50 頁、11 番までを障子田委員に、50 頁、12 番から 51 頁、16 番までを本村委員に、51 頁、17 番から 52 頁、20 番までを上之原委員に、52 頁、21 番から 53 頁、25 番までを松元委員に報告をお願いします。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。去る 11 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、49 頁の 7 番ですが、申請地は市営田崎団地の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 8 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業の法人で、申請地に建売住宅 4 棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は飯隈町にある玉山神社の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については法面を保護する計画ですが、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に 50 頁の 10 番ですが、申請地は南小学校の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に 11 番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがありますが、吾平総合支所から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の社会福祉法人で、申請地に介護施設が隣接しており、花壇を整備し、一体で利用する計画です。申請地は吾平総合支所の周囲 500m 以内に位置するため、第 2 種農地の許可要件である「500m 以内農地」に該当すると判断しました。

以上、7 番から 11 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る 11 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

50 頁の 12 番ですが、申請地は吾平町の鶴峰小学校の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に父親への貸資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は吾平運動公園の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 14 番ですが、申請地は吾平町の論地公民館の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電所を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に 51 頁の 15 番ですが、申請地は申良学校給食センターの北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、申請地に牛舎、堆肥舎、運動場、飼料置場を整備する計画です。転用の目的が農業用施設等を整備する計画で、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に 16 番ですが、申請地は笠之原町にある玉山神社の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接して

いるため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、12番から16番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上之原 議席番号5番の上之原です。去る11月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

51頁の17番ですが、申請地は野里小学校の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅1棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に18番ですが、申請地は海道町公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む方で、申請地に建売住宅2棟を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に52頁の19番ですが、申請地は海道町公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に母の住宅と併せて、一般住宅2棟を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地は郷之原公民館の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に自動車修理工場を整備する計画です。申請地は住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、17番から20番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る11月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

52頁の21番ですが、申請地は大浦町公民館の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の法人で、申請地に賃貸住宅2棟、通路、車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は大浦町公民館の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に23番ですが、申請地は徳田脳神経外科の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市

内の建設業の法人で、申請地に賃貸住宅5棟、通路、車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に53頁の24番ですが、申請地は井ノ上病院の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の法人で、申請地に賃貸住宅6棟、通路、車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に25番ですが、申請地は下高隈町の吉ヶ別府公民館の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、道路側溝へ接続する計画ですが、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、21番から25番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明報告がありました、48頁から53頁までの許可申請25件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に54頁、議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第68号、54頁から71頁です。55頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は16件で、田1万2千921㎡、畑2万5千659㎡、その他200㎡、計3万8千780㎡となっています。

次の56頁から71頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、54頁、1番から8番までを新村委員に、55頁、9番から16番までを田村委員に報告をお願いします。

新 村 　　議席番号4番の新村です。

11月11日に農業委員会事務局職員の案内で、田村委員と2名で農業振興地域整備計画の変更に係る申請16件の現地調査を実施したので、申請地周辺図と施設配置計画図に基づいて報告いたします。

私の報告分の8件のうち1件が農用地区域への編入で、残りの7件が農用地区域からの除外になります。

まず1番ですが、56頁の位置図と配置図で説明いたします。申請地は周辺地図にあるとおり県立鹿屋養護学校の西に位置し、周辺は商業施設や農地、住宅が混在している地域がありますが、北東側に農地の広がりがあることから第1種農地と思われます。

申請者は市内の法人で当該農地に、建売住宅4棟を建設する計画で、申請地周辺は農地

の広がりはあるものの集落に接続した農地であることから第1種農地の許可基準である1の3に該当するものと思われます。

次に2番の案件です。位置図と配置図は57頁です。申請地は鹿屋高等技術専門学校の南東に位置し、申請者はここに一般住宅を建築したいとのことでした。

位置図にあるとおり、周辺は西側への農地の広がりはあるものの、申請地の南北は住宅地等であることから、第1種農地の許可基準である1の3に該当するものと思われます。

次に3番の案件ですが、58頁の位置図と配置図で説明します。申請地は周辺図にあるとおり、川西簡易郵便局の東に位置し、周辺は農地と住宅が混在している新興住宅地ではありますが、西側に農地の広がりがあることから、第1種農地と思われます。

申請者は市内の法人で当該農地に、建売住宅4棟併設した駐車場と通路を建設整備する計画で、申請地周辺は農地の広がりがあるものの集落等に接続した農地であることから、第1種農地の許可基準である1の3に該当するものと思われます。

次に4番の案件ですが、59頁の位置図と配置図で説明いたします。申請地は鹿児島部品本社工場の北側に位置しており、施設計画図にあるとおり市内の法人が介護施設入口の通路を整備する計画です。申請地は農用地区域内の土地ですが、現況及び登記地目は雑種地であることから転用許可は不要の案件になります。

次に5番の案件ですが、60頁の位置図と配置図で説明いたします。申請地は鹿児島部品本社工場の南に位置しており、北側は農地の広がりがあるものの申請地は周辺の山林に隣接し、当該農地もクヌギや雑木林で農地への復元の困難なことから、非農地に該当すると思われる、農用地区域からの除外は支障がないと判断しました。

次に6番の案件ですが、61頁の位置図と配置図で説明いたします。申請地は鹿児島部品本社工場の南に位置しており、市内の法人がここに太陽光発電システムを整備するものです。申請地は土地改良事業施行区域内であり第1種農地に該当しますが、申請は周辺の山林と一体的に太陽光発電システムを整備するもので、全体面積が28,587㎡に対し、農地面積が3分の1以内の8,927㎡であることから、許可基準の隣接地一体事業である1の6に該当するものと思われる。

次に7番の案件ですが、位置図と配置図は62頁です。申請地は特別養護老人ホーム「陵幸園」の南に位置し、市内の法人である申請者が太陽光発電システムを整備する計画です。申請地は農地の広がりがない小集団の生産性の低いその他の農地2の4に該当するものと思われます。

最後の8番の案件ですが、位置図と配置図は63頁です。申請地は鶴峰小学校の南側に位置し、南側に広がる農地は肝属中部畑地かんがい区域にあり、今回申請地を農用地区域内に編入してほしいとの申し出であります。この件については肝属畑地かんがいとの関連で鹿児島県とも協議済みであり、調査委員としては編入することで他に支障をきたすものではないことと、今後農業振興につながることから、適当であると判断しました。

以上8件の調査報告を終わりますが、除外についてはいずれの案件も農振法第13条第2項の全ての要件を満たしており、編入については農振法第10条第3項第5号の要件を満たしていることから、8件すべてについては適当であると判断しました。

田 村 推進委員の田村です。

去る11月11日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査

を行いましたので報告いたします。

55 頁をご覧ください。まず 9 番ですが、周辺図等は 64 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は川東多目的運動広場の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 10 番ですが、周辺図等は 65 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 66 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農業用倉庫・堆肥舎・作業所を整備する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しましたが、すでに整備済みの箇所もあり、始末書の提出がなされております。

次に 12 番ですが、周辺図等は 67 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に賃貸住宅 6 棟を整備する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 13 番ですが、周辺図等は 68 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 14 番ですが、周辺図等は 69 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に牛舎・事務所・調整池・洗車場を整備する計画です。申請地は鹿屋市畜産環境センターの南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 15 番ですが、周辺図等は 70 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地を山林にする計画です。申請地は輝北総合支所の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低いその他の農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 16 番ですが、周辺図等は 71 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・堆肥舎を整備する計画です。申請地は平和公園の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許

可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告があった 16 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、72 頁、議案第 69 号「農地の競売に係る買受適格証明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 69 号、72 頁です。今回は 1 件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、72 頁、1 番を藏ヶ崎委員に報告をお願いいたします。

藏ヶ崎 推進委員の藏ヶ崎です。

去る 11 月 12 日に、記載の 2 名の委員と事務局で、申請者が農地の買受者として適格か農地法第 3 条申請と同等の調査を行いましたので報告いたします。

72 頁 1 番ですが、申請者は市内の農家で公売に出されている農地の取得した場合は、米や飼料米を作付けするとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議 長 説明、報告があった 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後 3 条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る 3 条申請は、会長専決処分とします。

次に 73 頁、議案第 70 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 70 号、73 頁です。今回は 4 件で、畑 4 筆、4 千 265 m²です。1 番は現況が山林であり、農振除外が決定されましたので、非農地として認定するものです。

次の 2 番から 4 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、73 頁 2 番から 3 番を本村委員に、4 番を上之原委員に報告をお願いします。

本 村 推進委員の本村です。

去る 11 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、73 頁の 2 番ですが、申請地は串良町学校給食センターの北西に位置し、平成 8 年 7 月から法人の事務所敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は串良公民館上小原分館の南に位置し、昭和年代から山林化し

ているとのことでした。状況からしても、大木等もあり 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

上之原 議席番号 5 番の上之原です。

去る 11 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

73 頁の 4 番ですが、申請地は旧浜田小学校の北西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました非農地証明についてご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、74 頁、議案第 71 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第 71 号、74 頁から 111 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 93 頁、226 番から 94 頁、233 番まで、次に賃貸借希望が 110 頁、202 番から 209 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますがご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

93 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 226 番を榎原委員と清水委員に、227 番を福元副会長と入佐委員に、228 番を寺下委員と持増委員に、229 番を榎原委員と清水委員に、230 番を障子田委員と鶴田委員に、231 番と 94 頁、232 番を園田委員と徳田委員に、233 番を福元副会長と入佐委員をお願いします。

次に、110 頁、賃貸借希望の 202 番から 209 番を上之原委員と永山委員をお願いします。

次に、112 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、112 頁から 122 頁です。122 頁で説明します。

今回は 29 件で、田 5 筆、7 千 38 m²、畑 81 筆、14 万 1 千 39 m²、他 5 筆、3 万 237 m²、計 91 筆、17 万 8 千 314 m²です。これらは全て第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに 112 頁です。1 番は借り手の変更。2 番は売買のため。3 番、4 番は借り手の変更。5 番は借り手の都合。

次に 113 頁、6 番は借り手の都合。7 番は売買のため。8 番は貸し手の都合。9 番は借り手の都合。

次に 114 頁、10 番は 116 頁にかけて借り手の変更。

次に 117 頁、11 番、12 番は借り手の都合。13 番は借り手の変更。14 番は耕作不便のため。

次に118頁、15番は借り手の都合。16番は売買のため。17番は貸し手の都合。18番は売買のため。

次に119頁、19番から22番までは借り手の都合。

次に120頁、23番から25番までは売買のため。

次に121頁、26番は貸し手の都合。27番は借り手の都合。28番は売買のため。

次に122頁、29番は貸し手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、112頁から122頁までの29件の合意解約です。報告しておきます。

次に、123頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。機械の大型化による、作業効率の向上のため、畦畔を取り一筆の田として管理するため。工期が総会前に着手となっていたため、10月26日に、川崎委員により現地調査を行い専決処分としたものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

次に、別紙の「農業委員会法改正5年後調査の専決処分について」の報告です。全国農業会議所から農業委員会法改正5年後調査として18項目のアンケートの依頼がありました。主なアンケート結果については記載の通りですが、このアンケート調査については、総会審議として会長専決後に報告するのが望ましいとの依頼であったため専決処分としたものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

令和2年度第8回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

有村 議席番号18番有村です。新聞等でご存知だと思いますが、今森林の伐採が増えております。7月の豪雨でも伐採後の箇所では農地への被害が出ております。農地の近くで影響がある伐採等については、伐採後の排水対策を、農業委員会として県への要望はできないのか。農地が絡んでいますので、農業委員会として要望ができれば、農地への影響が少なくなるのではないかと思います。どこに訴えてよいかわかりませんが、農業委員会として要望してもらいたいと思います。

局長 ただ今のご意見で、農業委員会として申し出はできないかということですが、農業委員会の総会で意見として出すことは可能だと思います。次回の総会でこういう意見はどうかというものをお示しできたらと思います。

議長 他に何かありませんか。

無ければ、人・農地プランの実質化に伴う説明を農林水産課からお願いします。

農林 (人・農地プラン実質化に伴う地域の話し合い活動について説明)

議長 委員の皆さんから質問等はないですか。

新村 我々はどういうことをすればよいか見えないところがある。地域に入ってどのような活動すればよいかはつきりしないので、できれば具体的に農業委員、推進委員にこういうことをしてもらいたいといった説明をしていただきたいと思います。

農林 今までも地域の話し合いをしてきましたが、参加者が少なく、借り手のいないような農

地を持っている方ばかりでした。いろんな場面で地域の農地所有者や耕作者へ問題提起をできないかなと思っています。委員の皆様には戸別訪問等で農地の今後の在り方について話をさせていただき、一緒になってやっていただきたい。地域の皆さんに声かけをしていただいたり、そして皆さんが意識を持っていただけるように、委員のご協力をいただきたいと思っております。

議長 他にありませんか。

局長 只今、農林水産課より説明がありましたけれども、委員の皆さんには地域の話し合いに参加していただけるよう呼びかけをお願いしたいと思います。

お手元に別紙でA4の両面、表に人・農地プラン地域の話合い活動の日程と会場、裏面に農業委員名簿が掲載している紙があると思いますが、総会終了後に各地区ごとに集まっていたら、指定された日程に農業委員、推進委員それぞれ誰が参加するか話し合っていたら事務局まで報告をお願いします。

次に、別紙で令和2年度大隅地区農林業研修会開催要領が配布してあります。大隅地区農業委員会連絡協議会会長から、農林技術協会との共催で開催する旨の通知がありました。12月17日(木)13時30分から15時30分まで、かのやグランドホテルで開催されますが、新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員、推進委員、事務局職員、各市町それぞれ5名程度の出席依頼ですので、代表で各地区1名ずつの出席者を、先ほどの人・農地プランの出席者とあわせて、事務局へ報告してください。

次長 令和2年度鹿屋市表彰を受賞されました推進委員の栗山タカさんを紹介いたします。地域女性のリーダーとして、食育活動の推進、地域農業、観光の発展に貢献され一般篤行で受賞されたことを報告しておきます。

次に、委員さん方は分かっていることですが再度お願いいたします。農業委員会から委員さんへ調査のため航空写真に地番等を張り付けた地図をお渡ししていますが、委員さんがということではなく個人に出回っているとの情報がありましたので、個人へ渡さないよう遵守願います。

続きまして、農業委員会の忘年会についてですが、例年12月は忙しいということで、1月の総会后に新年会を開催していますが、新型コロナウイルスの終息が見えないことから新年会も中止とさせていただきます。

局長 それでは、12月の調査委員を申し上げます。

12月14日、月曜日、4条5条の調査が、新原委員、鬼塚委員でございます。

12月14日、月曜日、農振調査が、倉田委員、西元委員でございます。

12月15日、火曜日、4条5条の調査が、田中委員、徳田委員でございます。

12月15日、火曜日、3条調査が、泊委員、本村委員でございます。

12月の総会は、12月23日、水曜日の9時からとなります。

議長 他にございませんか。無いようですので、これをもって令和2年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉会)